学校法人四国高松学園行動規範

平成31年2月21日制定

学校法人四国高松学園の職員は、建学の精神に則り、教育研究機関に課せられた公共性とその社会的使命を認識し、職務・役割の遂行に際して次の行動規範を定め実践する。

1. 課題解決力を持つ人材の育成

学生が諸課題に対して自ら考え、解決する力を身に付けるため、アクティブ・ラーニング等の手法を積極的に取り入れ、課題解決力を培う授業を展開するとともに、体系的・総合的な学修ができるようカリキュラムを工夫・改善する。

2. 地域に根ざした教育研究活動

地域と連携してその課題を発掘・解決し、また、地域に出て学ぶなど、地域に根ざした教育研究活動を展開し、地域の活性化に寄与する学園をめざす。

3. 成長し続ける職員

職員は、法令や社会規範、本学園の諸規程等に従い、意欲的に活動し、自ら成長し続けることをめざす。

4. 職員の運営に関する意識の共有

職員は、運営に関して意識を共有し、教学については、本学の強みや特色を勘案しつつ、教育・研究、社会 貢献の充実・強化のために戦略的対応を行い、経営については、自己収入の増加と資源配分の重点化、経費の 使途の透明化等により財務内容の改善を図る。

5. 多様性の尊重

職員は、立場や背景の異なる人々の多様性を尊重し、互いの人権、人格、プライバシーを大切にし、いかなるハラスメント、差別も行ってはならない。また、人権、人格等を侵害し、ハラスメント等の行為があった場合には、厳正かつ適切に対処する。

6. 情報の活用

エビデンスに基づく運営のためIR (Institutional Research)機能を強化し、学内外の情報の収集と分析と学内への情報提供、迅速な意思決定を支援する。また、広報活動を充実・強化するため、社会全体に対し、情報を積極的に発信・公開し、本学園に対する理解と信頼の確保に努める。

7. 公正・適正な入学者選抜と学生支援

入学者選抜においては、多様な受験機会を提供し、公正かつ適正な入学者選抜を実施し、学生確保を図る。 また、入学から卒業までを通じて、学生一人ひとりに対し、積極的な学生支援を行う。

8. 自己点検・評価

本学園の教育研究活動をはじめとする諸活動の向上に資するため、効果的な点検・評価システムを確立し、 点検・評価の結果を学内外に公表する。

附目

- 1 この行動規範は、平成31年2月21日から施行する。
- 2 「学校法人四国高松学園行動規範(平成20年9月10日制定)」は、廃止する。

附 則

1 この行動規範は、令和3年2月15日から施行する。